

教育委員会だより

岐阜県教育委員会が令和5年3月に策定した「岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」では、「令和7年度末までを目途に、学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させながら、地域の実情に合った運営団体・実施主体による新たな地域クラブ活動への移行を目指す。」としています。

メディアなどでは、教員の働き方改革に焦点が当たりがちですが、実際には生徒側にもメリットや必然性があると考えられます。

まず1つ目として、中学生にとって継続的に専門的な技術指導を受ける機会が得られることがあります。顧問の教員が、必ずしもその種目の経験者とは限りません。教員は短い期間で異動があるため、学年が上がった時に指導者が代わることも頻繁にあります。また、少子化の影響を受け、中学校単独では人数不足で試合ができない部も出ていますが、地域で複数の中学校からチームを編成することで、大会への出場が可能となったケースもあります。

2つ目に、地域のつながりをより強くし、広い

部活動の地域移行に向けて

世代のスポーツを活性化していくことができる可能性があることです。現在、スポーツ少年団の加入者や、大人になっても継続的にスポーツする人口が減っています。中学生の部活動とだけ捉えるのではなく、小学生や中学生が大人ともつながり、スポーツを楽しむことができるシステムを作ったり、今の子ども達が大人になってもスポーツを続けようとしたりすることができるチャンスではないでしょうか。

羽島郡では、令和5年度より地域移行を段階的に始めました。休日の部活動は、地域の指導者、または希望する教員が地域の指導者として指導しています。休日に活動している部活動数30に対して、67人（8月時点）の方が指導してくださっており、羽島郡の中学生は多くの方に支えていただき休日の部活動を行うことができています。

しかし、地域移行は始まったばかりで、課題は出てきます。来年度以降も、生徒たちがスポーツや文化活動に取り組むことができ、地域の活性化や体力づくりにもつながるよう地域ぐるみで取り組んでいきましょう。

家庭教育を実践する日

毎月、第三日曜は「家庭の日」。8のつく日は「早く家庭に帰る日」です。岐阜県では「岐阜県家庭教育支援条例」に基づきこれらを合わせ「家庭教育を実践する日」としています。ひとりひとりが意識して、心豊かな明るい家庭づくりをしましょう。

家庭の日

15日（日）

早く家庭に帰る日

8日（日） 18日（水） 28日（土）

- 今月のテーマ -

家族みんなでスポーツや読書に親しみましょう。



わたしたちにできること

それは「快適なオフィス環境」につながるご提案のすべてです

 中部事務機株式会社

本 社 岐 阜 市 都 通 1 丁 目 15 番 地 ☎ (058)251-7191
大 垣 支 店 大 垣 市 築 捨 町 5 丁 目 69 番 地 1 ☎ (0584)89-0711
東 濃 支 店 可 児 市 羽 崎 495 番 地 1 ☎ (0574)62-8490



TO MAKE
EVERYDAY
BETTER

© TAKASHIMA EISEI CO., LTD.

ごみ・不用物でお困りのときは 笠松町許可業者

 (株)高島衛生

岐南町平成6-110

TEL 058-248-0089

<https://t-eisei.co.jp>

